

平成22年度国民保護基本指針の変更について

【本年度における変更の主要点】

- 本年度の基本指針の変更については、旧国立高度専門医療センターの独立行政法人化（本年4月施行）に伴い、
 - （1）名称を国立高度専門医療研究センターに変更
 - （2）同センターは国とは別の組織となるため、厚生労働省が同センターにおいて医療活動を行うとしている記述等について、厚生労働省が同センターに対して医療の実施を求めること等への変更
 - （3）また、これを機に、文部科学省が国立大学附属病院（国とは別法人）において医療活動を行うとしている記述等についても見直しを行い、（2）と同趣旨の変更
- その他、用語の適正化のための技術的修正